

### ① 高田中学校グラウンドについて

高田中学校グラウンドは、令和8年度から義務教育学校が始まると、小学5年生から中学3年生までの5学年の児童生徒が利用する予定となっています。さらに将来的には、小学1年生から中学3年生までの9学年が利用されることとなり、児童生徒にとっては、遊びの場であり、体育の学びの場であり、部活動の場となる非常に重要な施設となります。しかしながら現在の高田中学校グラウンドは、広い範囲で雑草が繁茂しているほか、トラック内にできた水たまりがなかなか引かないなどの課題が見受けられます。保護者や地域住民からも改善を求める声をお聞きしました。また、先日開催された高田コミュニティ主催の運動会では、雑草に足を取られ転倒された方もいらっしゃいました。今後、児童生徒が安全・安心に活動できる環境を整備するためにも、高田中学校グラウンドの改善は早急に実施する必要があると思いますが、考えをお聞かせください。

### ② 非常勤の特別職員に対する費用弁償について

本町に設置されている委員会や審議会の委員の交通費について、本町の例規集の第5編給与、第1章報酬・費用弁償、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条に、「長与町農業委員会委員、長与町教育委員会委員、長与町選挙管理委員会委員、長与町監査委員並びに長与町固定資産評価審査委員会委員で委員会及び調査等のため出席したときは1日につき1,500円を、その他の機関の委員は1日につき1,000円を費用弁償として支給する」と記されています。

しかし、委員会や審議会には、有識者として遠方にお住まいの方に委員をお願いする場合もありますが、現行の規定では1,000円しか交通費が支給されず、実際の移動にかかる費用や時間に見合っていないケースが生じています。本町の委員会や審議会の運営にご尽力いただく方々に適切に報いるためにも、遠方からの参加者については、移動に要する時間や実際の交通費を考慮した費用弁償のあり方を検討すべきだと思いますが、考えをお聞かせください。

### ③ 小規模修繕・維持工事等契約希望者登録制度について

この制度は、本町が発注する小規模な修繕・維持工事等について、入札参加資格審査申請が困難な町内の小規模事業者を登録し、ここに登録された小規模事業者の積極的活用を図ることにより、当該事業者の受注機会の拡大と町内経済の活性化を目的とするものです。また、本年度からは修繕工事の上限額が100万円以下、維持工事の上限額が200万円以下へ引き上げられ、制度の重要性は一層高まっていると考えます。そこで、この制度について以下の点を伺います。

- (1) 令和6年度に小規模修繕・維持工事の発注件数、およびその合計金額はそれぞれどの程度であるのか。また、そのうち土木一式の業種の発注数と合計金額をお教えください。
- (2) 小規模修繕・維持工事を発注する時に、業者の選定および請負金額の決定方法はどのように行われているかお教えください。
- (3) この制度の趣旨に照らすと、小規模修繕・維持工事は、小規模修繕・維持工事等契約希望者登録名簿に登録された業者に、積極的かつ公平性をもって平等に発注されるべきだと考えるが、現在の運用状況についてお教えください。
- (4) 令和6年度に発注された小規模修繕・維持工事のうち、土木一式の業種について、受注件数が多い上位3事業者の請負件数とその合計金額をお教えください。
- (5) 受注の偏りが見られる場合には、発注の公平性を確保するためのは正・抑制策が必要と考えるがどうか。